

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会 第2回



令和7年2月19日

内閣府公益認定等委員会事務局

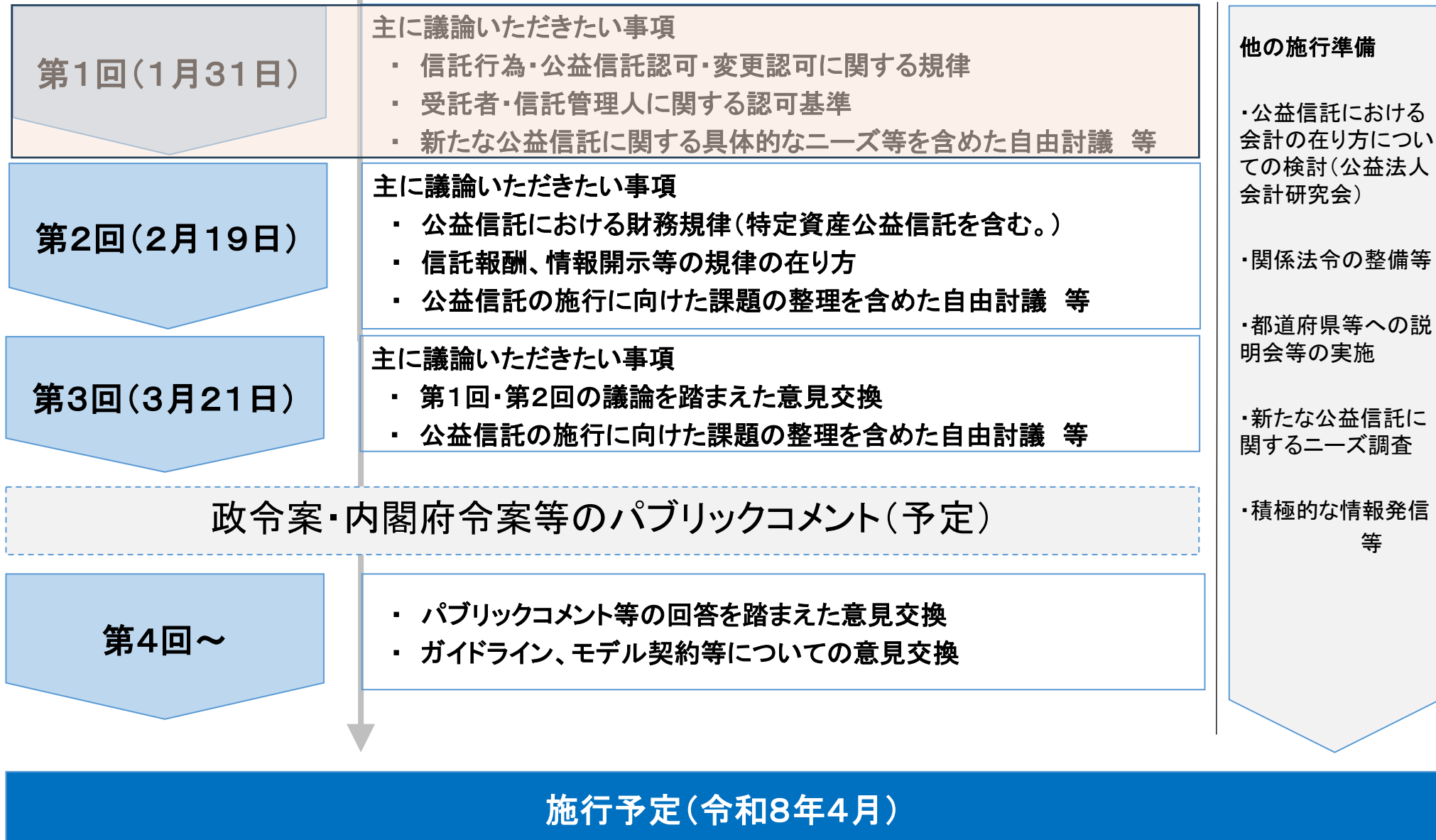
(仮) 内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」



目次

新たな公益信託制度の施行準備研究会の設置	p 3
本日主にして議論いただきたい事項	
全体	p 4
1 公益信託における財務規律関係	p 5
2 公益信託認可等の手続関係	p 12
3 第1回を踏まえた検討	p 22
4 公益信託における計算規則の考え方	p 25
5 自由討議	p 27

新たな公益信託制度の施行準備研究会の設置 - 詳細スケジュール案 -



本日主に議論していただきたい事項 - 全体 -

- 1 公益信託における財務規律関係
 - 一公益事務割合の基準 (御意見をいただきたい点①)
 - 一特定資産公益信託の規律 (御意見をいただきたい点②)
 - 一公益信託報酬の規律 (御意見をいただきたい点③)
- 2 公益信託認可等の手続関係
 - 一受託者・信託管理人の要件 (第1回を踏まえた整理)
 - 一申請時提出書類・定期提出書類
 - 一公益信託の開示の在り方 (御意見をいただきたい点④・⑤)
- 3 第1回を踏まえた検討
 - 一信託契約書、認可申請、変更手続きの整理
 - 一特別の利益を与えてはいけない関係者の範囲
- 4 公益信託における計算規則の考え方
- 5 自由討議

事務局提案に係る部分について広く御議論いただきたいが、特に御意見をいただきたい点は①～⑤ (P8、10、11、19、21) として明示している。

1 公益信託における財務規律関係

- 一公益事務割合の基準

- 一特定資産公益信託の規律

- 一信託報酬の規律

1 公益信託における財務規律まとめ

- 公益信託の信託財産は、公益目的に活用されるべきものであり、それが死蔵することなく、適正に活用されることを担保する観点から、公益法人認定法を参考に財務に関する規律を設けている。（法第8条第8号～第10号、第16条、第17条・規第L条、第M条）
- ただし、信託財産が滞留することが見込まれない特定資産公益信託（※）については、財務規律の適用を受けないこととしている。（法第8条・規第C条）（※）寄附で受け入れた金銭を切り崩して金銭の助成等を行う公益信託
- 使途制約のある寄附等について、説明責任等の観点から「一般純資産」とは別に「指定純資産」として区分することを認める。「指定純資産」の財務規律上の取扱いは公益法人に整合的に整理する。

内容



ポイント



中期的収支均衡

法第8条第8号
規第L条～第L+6条

公益信託事務について、**収支の均衡**が図られると見込まれること

単年度の収支ではなく、**中期的期間において**その均衡が図られるようにすることが求められます。

公益事務割合

法第8条第9号
規第L+7条～第L+15条

公益事務割合が基準割合以上となると見込まれること

公益事務を実施することのみを目的とする公益信託について、報酬等の**管理費が過大にならないため**の規定。

使途不特定財産の保有規制

法第8条第10号
規第M条～第M+4条

使途不特定財産が内閣府令で定めるところにより算定した額を超えないと見込まれること

使途不特定財産額とは、公益信託事務のために**現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない**信託財産を指す。

- 収支均衡の判定に当たっては、損益計算書に計上すべき、「一般純資産」に係る経常収益等を収入とし、「一般純資産」に係る経常費用等を費用として年度剰余額又は年度欠損額を算定する。
- 収支の均衡が図られるべき中期的期間については、5年間とする。（府令第L条）

年度剰余額又は年度欠損額の算定イメージ

当該信託事務年度の収入と費用を比較

収入 = 当該信託事務年度の経常収益の額
 + 当該信託事務年度の公益充実資金の取崩額
 （取崩額のうち公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く）

費用 = 当該信託事務年度の経常費用の額（※）
 + 当該信託事務年度の公益充実資金の積立額
 （※）費用を二重計上しないよう、公益充実資金の取崩しや剰余金の
 解消策として取得した公益目的保有財産に係る減価償却費の額を除く。

【公益法人との主な差異】

- 公益信託は収益事業等を行わないことから、収益事業等から収益を繰り入れない。
- 公益目的「事業費」でなく、管理費を含めた経常費用の額を費用として算定を行う。
- 指定純資産区分を設けないことも可能。

【中期的収支均衡における純資産区分の取扱案】

- 純資産を「一般純資産」・「指定純資産」に区分のうえ、中期的収支均衡については、一般純資産について適用する。
- 委託者・寄附者が用途を定める指定純資産は、原則として（控除対象財産の要件を満たす場合には）、死蔵が想定されないため、本規律の適用はない。
- 運用収入、対価収入などは一般純資産と取り扱い、中期的収支均衡の規律に服する。

【公益信託の会計の在り方について】

純資産の区分・提出書類の作成の在り方、発生主義の適用の在り方、減価償却の実施等について、公益法人会計研究会で検討中。

収入 > 費用の場合
 ⇒ 収入－費用
 = 年度剰余額

収入 < 費用 の場合
 ⇒ 費用－収入
 = 年度欠損額

1 公益事務割合（第L+7～L+15条）

- 公益事務割合は損益計算書に計上されるべき、事業費／（事業費＋管理費）により算定される。（府令第L+7条）
 - ※ 事業費（公益実施費用額）…公益事務の実施に係る事業費の額（府令第L+7条第1号）
 - 管理費（管理運営費用額）…公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費の額（府令第L+7条第2号）
- 公益信託事務の規律の趣旨は、公益信託から適切に公益事務に費用が支出されることを確保することや費用倒れの公益信託の設定を避けることにあることから、公益事務割合の適正な水準の下限として設定される基準割合については、**80%**【P】とする。 ※純資産の財源区分の有無は公益事務割合には影響しない。

御参考【公益法人】公益目的事業比率＝

公益実施費用費①

公益実施費用額①＋収益等実施費用額②＋管理運営費用額③

【公益信託】公益事務割合＝

公益実施費用費①

公益実施費用額①＋管理運営費用額②

損益計算書

	公益	収益	法人
経常収益			
経常費用			
事業費	①	②	
支払助成金			
給与手当 等			
管理費			③
旅費交通費			
会議費 等			
経常収益費用差額			

損益計算書

経常収益	
経常費用	
事業費	①
支払助成金	
運営委員会開催費	
広告宣伝費	
委託費	
....	
管理費	②
公益信託報酬	
....	
経常収益費用差額	

特に御意見を
いただきたい点①

公益事務に直接供される費用について、用途を説明することで「事業費」として計上することを認めるという方針を前提に、公益事務割合を80%とすることについて、実務として対応可能な割合であるか。

1 使途不特定財産（第M～M+4条）

- 公益信託における控除対象財産は①公益目的保有財産、②指定寄附資金、③公益充実資金となる。
※ 公益信託であっても、利子、対価収入等で財産が死蔵されないという要請はある。純資産の区分とは別に資産計上の問題として受託者側の決定を前提とする。
- 使途不特定財産の保有上限額(※)は、損益計算書上の事業費＋管理費を基に算定する。

貸借対照表

資産

使途不特定財産

使途不特定財産額の算定イメージ

＝総資産額
 －負債額
 －（控除対象財産の額
 －控除対象財産の対応負債額）
 －公益信託事務継続予備財産の額

公益信託事務継続予備財産

控除対象財産（使途拘束資産）

- ・公益目的保有財産
- ・指定寄附資金
- ・公益充実資金

負債

純資産

【公益法人との差異】

- ・収益事業等を行わないことから、法人活動保有財産、特定費用準備資金及び資産取得資金を設けない。
- ・公益目的保有財産には、公益事務のための財産に加え、信託の管理のための財産が含まれる。
- ・公益充実資金には、公益事務のための財産の取得及び将来の公益事務のための費用の積立てに加え、信託の管理のための費用の積立てが含まれる。

損益計算書

経常収益

受取寄附金

事業収益

運用収益

経常費用

事業費

管理費

経常収益費用差額

その他…

※上限額の算定イメージ

①保有上限額
 ＝各信託事務年度の②の合計額／信託事務年度数（過去5年の平均）

②各信託事務年度の事業費＋管理費
 相当額＝A－B

A
 ＝損益計算書に計上すべき事業費
 ＋商品製品譲渡時の原価額
 ＋公益充実資金の積立て額（資産取得等に係る部分を除く。）

B
 ＝引当金の取崩し額
 ＋財産譲渡時の損失、評価損、
 運用損失（事業費に限る。）
 ＋公益充実資金の取崩し額（資産取得等に充てた額を除く。）

【公益信託の会計の在り方について】
 時価評価・引当の有無等について、公益法人会計研究会で検討中

1 特定資産公益信託（第C条）

信託行為に定める事項（要件）

- 1 信託財産が寄附により受け入れた金銭又は預貯金、国債その他これらに準ずる資産（いずれも内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）に限られる旨
※ 信託財産の運用について、旧税法の特定公益信託において認められているもの（①預金又は貯金、②合同運用金銭信託、③国債、地方債等（旧法人税法施行令第77条の4第2項ニ）及びこれらに準じるものを想定している。
- 2 当該信託財産（その信託財産に帰せられる収益を含む。）について内閣府令で定める方法によってのみ支出する旨

特に御意見をいただきたい点②

財務規律が及ばない特定資産公益信託について信託財産の死蔵を防ぐ仕組み（支出方法：no2に関する規定追加）をどう考えるか。⇒ 第1回研究会において、案1について、現行法にない規定であり、規定を設けることは困難との意見あり

対応策の検討（支出方法）

案		Pros	Cons
案1	信託年度末の信託財産額の上限を定める方法（信託行為）	- 基準として明確 - 上限は、委託者と受託者の合意等によりが柔軟に定めることが可能	- 合理的な上限設定とその妥当性の判断が困難 - 上限を超えた場合の対応をどうするか - 現行の公益信託にない規律であり、委託者等への説明に時間を要する（移行の場面）
案2	信託財産から生じる利子等収益以上を支出する旨定める方法（信託行為）	- 信託財産額に応じた支出のラインを定めることが可能 - 現行の公益信託にない規律であるが一律に明確な適用が確保される	結果的に支出が出来なかった場合に、監督上の措置の対応となり得る

上記案1・2の付随的な案の検討

案3	追加信託等があった場合に事業計画にその旨織り込む方法	個々の公益信託に応じた支出計画を策定することが可能	- 少額の寄附等について支出計画を求めることの煩雑さ - 支出計画を出さない受託者への対応が必要 - 支出計画の妥当性の判断が困難である可能性あり
案4	信託管理人による監督指針を定める方法	受託者や個々の公益信託の実態に沿った信託管理人の監督が可能	- 信託管理人の能力に依存 - 監督指針の法的根拠が曖昧

1 公益信託報酬(第G条)

法第8条第11号	公益信託報酬(公益信託に係る信託報酬及び信託管理人の報酬)について、内閣府令で定めるところにより、当該公益信託の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支払基準を定めているものであること。
府令第G条	法第8条第11号に規定する公益信託報酬の支払基準においては、公益信託報酬の額又は算定方法並びに支払の方法及び形態【並びに公益信託報酬に含まれることになる費用に関する事項】を定めるものとする。
府令第L+7第2号	当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費の額(以下「公益信託管理費用額」という。)

公益信託報酬は当事者の合意事項であるが、公益信託においては、不当に高額なものとならないような支払基準が定めることに加えて、公益性を担保するため一定の透明性の確保が求められるものと考えられる。

項目	特に御意見をいただきたい点③
公益信託報酬の支払基準の具体的内容	公益信託報酬の額又は算定方法、支払の方法、形態のほか、公益信託報酬に含まれることになる費用に関する事項や共同受託者間の報酬の定め方等を開示することについてどのように考えるか。
公益事務割合における公益信託報酬の規律	公益信託報酬は事業費又は管理費に相当する額が含まれることがあり得るが、「公益信託報酬」の名目で計上するものは管理費とするということはどうか。事業費に相当する費用は内容を明らかにした上で事業費に計上する扱いとする。例えば、受託者の使用人が、勤務時間の半分を当該公益信託の公益信託事務の処理に従事するようなケースで、その人件費相当額が事業費に相当する費用と評価できる場合には、その点を明示した上で、実費を事業費として計上することとする。

公益事務割合= $\frac{\text{公益実施費用費①}}{\text{公益実施費用額①} + \text{管理運営費用額②}}$

損益計算書	
経常収益	
経常費用	
事業費	①
助成金	
人件費相当額	
委託費	
....	
管理費	②
公益信託報酬	
....	
経常収益費用差額	

80% ?

20% ?

2 公益信託認可等の手続関係

- － 受託者・信託管理人の要件
- － 申請時提出書類・定期提出書類
- － 公益信託の開示の在り方

2 受託者要件（第D条）

		第1回研究会 事務局案等	主な御意見等
経理的基礎	財政基盤の明確化	破産手続開始により受託者の任務が終了することや損失填補責任を負うこと等を踏まえ、信託財産だけでなく、受託者の固有財産についても一定の財政基盤を必要とすることはどうか。	- 信託財産の分別管理を確り行うことを前提に、固有財産の財産基盤は不要ではないか。 破産状況にないことの表明程度でどうか。個人の資産状況の開示には抵抗があるのではないか。
	財産管理・経理処理の適正性	信託財産の分別管理は制度の前提であるが、固有事業と信託事務が共通・類似する場合の適正な経理の在り方について御意見いただきたい。	（研究会後御意見） 藤谷参与（参考資料1参照）
	情報開示の適正性	特に事業型の公益信託においては、信託管理人について士業等を求めるのはどうか。	—
技術的能力	適正な運営の仕組み	自然人が受託者である場合には、信託管理人による監督の権限を強化するほか、重要な意思決定には、1/3ルール（親族要件）を満たす合議制機関による同意を必要とすることはどうか。	1/3 要件については慎重になるべき。受託者を複数にする、信託管理人について確りした者を選任する等、複数の選択肢を並べ、バランスを見ることも必要ではないか。
	専門家の関与	公益性確保のため適切な専門家の関与を求める。	—
	任務の存続可能性	（特に個人受託者）受託者の任務が終了した場合、適正な受託者を確実に選定できる手続き方法を信託行為等に定めることを求めるのはどうか。	後継受託者を信託契約に予め規定できると望ましいが、短期間で終了する公益信託であれば必ずしも必要ではないのではないか。

第1回研究会を踏まえた整理

- 固有財産の財産基盤については、法人・個人ともに**債務超過を一定のラインとするが、公益事務の内容・個々の受託者の状況は考慮することとする**
- 個人については、財産調書（非公表書類）や源泉徴収書の提出を原則求めるが、士業等**安定的な職業に就く者には求めない運用も可能**とする
- 特に個人が受託者になる場合のガバナンスの在り方は、引き続き検討を要するが、合議制機関を必置とはせず、公益事務の内容の**公益信託全体の体制（共同受託、信託管理人）も踏まえ判断**

信託管理人の監督能力に関する基本的な考え方について

- 1 適正な監督の仕組み（公益信託事務の内容及び受託者の能力等に照らして、当該公益信託の適正な運営を監督するのに必要な知識及び経験その他の能力の具備）
- 2 監督事務の継続可能性（存続期間にわたり、監督者としての任務を行う仕組みの確保）

第1回研究会を踏まえた整理

第1回研究会において、信託管理人の能力要件は、公益事務の内容、受託者の属性・能力等を考慮することとなるため、マトリックスでそれぞれどのような場合に要件が満たされるかといった整理が必要ではないかとの意見あり

【類型案】公益事務の類型と受託者の類型に応じた信託管理人の要件(イメージ)

	受託者の類型			
	①信託会社	②公益法人等	③NPO法人、一般法人、株式会社等	④自然人
① 寄附金等を 主な収入源 とする公益信託 (助成型)	士業や経験等までは 求めず、受託者から の説明に応じて判断	①公益信託事務の処理に要する費用の額が年間1億円 以上: <u>弁護士、公認会計士、税理士等</u> ②公益信託事務の処理に要する費用の額が年間1億円 未満: <u>営利又は非営利法人の経理事務を5年以上従事 した者</u>		①公益事務に関して、 知見を有する者かつ ②信託財産の規模にか かわらず、弁護士、会 計士等
② 寄附金以外 に対価収入等を 得る公益信託 (事業型)	当該公益事務に関し て知見を有する者が 望ましい	①当該法人の事業と異なる 公益事務を行う場合は、知 見を有する者かつ ②信託財産の規模に応じて、 弁護士、会計士等	①公益事務に関して、知 見を有する者かつ ②信託財産の規模に応じ て、弁護士、会計士等	※弁護士等の士業が 受託者となる場合は、 別途検討

(※) 公益信託の類型と受託者の属性の類型で一律に信託管理人の要件が決まるものではなく、個々の事務内容や受託者の体制等によっても変わり得るものであると考えられ、上記の整理は一般論としてのマトリックスであることに留意する必要がある。

2 公益信託認可と審査の方針まとめ(第B条等)

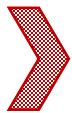
- 公益信託認可基準の適合性についての確認は、特に「受託者・信託管理人要件」・「公益信託の存続可能性」について、公益法人の認定実務を参考にしつつも独自の整理が必要である。

no	公益信託認可基準	主な確認書類(※)	論点等
1	公益信託の目的	- 事業計画書、収支予算書 (no3) - 別紙2「公益事務の種類及び内容」 (P17)	別表該当性、公益事務該当性の判断は、公益法人と同様
2	受託者の能力要件	- 別添「受託者要件及び存続可能性」 (no6) - 財産目録 (no4) - 別添「受託者の運営組織」 (no7)	- 受託者の属性や公益事務の内容に応じた説明内容 (P19) - 経理的基礎と存続可能性の重なり
3	信託管理人の能力要件	- 信託管理人の略歴等 (no8) - 就任承諾書 (no9)	略歴、信託契約(職務)記載事項以外の説明内容
4	公益信託の存続可能性	- 事業計画書、収支予算書 - 別添「経理的基礎及び存続可能性」	公益法人の認定基準ではなく、公益信託独自での整理が必要
5	特別の利益提供(関係者)	- 認可申請時には特段なし - 定期提出書類:関係当事者取引を開示 (P20/9)	関係者の範囲 (P24)
6	特別の利益提供(第三者)		
7	投機的な取引等の規制	信託行為(財産の運用は、必要的記載事項)	—
8	中期的収支均衡	財務規律に関する説明書類 (no13)	公益事務割合の基準 (P8)
9	公益事務割合		
10	使途不特定財産		
11	公益信託報酬の支払基準	別添「公益信託報酬の支払基準」 (no14)	公益信託報酬の開示内容 (P11)
12	他の団体の意思決定の関与の規制	別添「株式等の保有状況」 (no15)	—
13	帰属権利者	信託行為(必要的記載事項)	—

(※) 主な確認書類であり、記載がないものについても当然に信託行為も証跡書類となる。括弧内のnoは、P18の表のnoに対応する

2 公益信託認可申請書の記載事項イメージ 1

申請書類		
書類名	提出の目的・理由	公表
公益信託認可申請書	申請書記載事項の特定。	
別紙1 公益信託の 基本情報	公益信託に関する基本情報について、公益法人Informationに掲載(予定)し、広く国民向けに情報提供を行う。	●
別紙2 公益事務の 種類及び内容	公益事務の内容に関して、別表該当性、公益事務該当性について審査を行う(8条1号・2号等)。	●



別紙 1 公益信託の基本情報 (案)

- (1) 公益信託に関する事項
- ① 名称

② 公益事務の概要

③ 公益事務を行う都道府県の区域

④ 当該公益信託のHPアドレス (あれば)

⑤ 信託事務年度
- (2) (代表) 受託者に関する事項
- ① 氏名、住所、代表者名

② 電話番号、メールアドレス

③ HPアドレス (会社概要等あれば)
- (3) 信託管理人の氏名
- 【共同受託者がいる場合】
- (4) 氏名・住所・代表者名・ HPアドレス

【御参考】 公益法人における基本情報の開示

法人基本情報

法人の名称フリガナ	コウエキザイダンホウジンニッポンザイダン
法人の名称	公益財団法人日本財団
法人区分	公益財団法人
行政庁	内閣府
法人番号(JCN)	8010405009495
郵便番号	107-8404
主たる事務所の住所	東京都港区赤坂1-2-2日本財団ビル6階日本財団ビル6階
代表電話番号	03-6229-5111
代表者の氏名	笹川 陽平
ホームページアドレス	http://www.nippon-foundation.or.jp/
事業年度	04月01日～03月31日
事業の種類	男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
事業の概要	この法人は、国利民福を希求し民を主体とした公益の増進を牽引する見地から、国内外において、海洋・船舶に関する事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて社会福祉・教育・文化・観光・体育その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする。

公益信託認可申請書の別紙については、
申請書の一部を構成するものとし、
記載事項の変更には原則認可が必要と整理
(軽微なものは届出)

別紙 1 公益信託の基本情報 (HPへの掲載) について、
開示内容に過不足がないか、特に受託者の情報の過不足がないか、受託者が個人の場合の開示の在り方について、御意見があれば、いただきたい

公益信託認可申請書 (イメージ)

公益信託に関する法律第7条第1項に規定する公益信託認可を受けたいので、同条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 受託者の住所又は主たる事務所の所在地
別紙1のとおり
- 2 信託管理人の氏名又は名称
別紙1のとおり
- 3 信託管理人の住所又は主たる事務所の所在地
別紙「公益信託●●基金信託契約書」第●条のとおり
- 4 公益事務を行う都道府県の区域
別紙「公益信託●●基金信託契約書」第●条のとおり
- 5 公益事務の種類及び内容
別紙2のとおり
- 6 その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項
別紙「公益信託●●基金信託契約書」のとおり

別紙2 公益事務の種類及び内容 (イメージ)

- (1) 公益事務の種類及び内容
別表番号 ● 理由：
事業区分 ● 奨学金

下線部：信託契約書には記載がなく、規程の引用又は受託者が補足するもの
- (2) 公益事務の趣旨・目的
「公益信託●●基金信託契約書」第●条（信託の目的）のとおり
- (3) 公益事務の概要
「公益信託●●基金信託契約書」第●条（公益事務）のとおり
- (4) 受益の機会について
「公益信託●●基金 奨学金給付規程」第●条のとおり、受託者のホームページでの掲載や対象の大学又は大学院での掲示等広く募集を行う。
- (5) 受給者の義務・条件
 - ・学業成績等の提出を義務付け。
 - ・奨学金は給付型であり、返還の義務は負わない。
- (6) 公益事務の合目的性
「公益信託●●基金信託契約書」第●条のとおり、公益信託●●基金選考委員会を設置し、受託者は、第●条の定めに従い受給者を決定する。
- (7) その他
対象の大学、助成対象者、給付内容については事業計画書に記載し、実績を事業報告に記載する。

2 公益信託認可時の添付書類一覧イメージ(第B条)

- 公益信託認可時には、認可基準の適合性や欠格事由の非適合性を確認するため、添付書類の提出が求められ、財産目録等（法20条4項）に該当するものについては、行政庁による公表が行われる。

	添付書類	根拠条文	提出が求められる理由	公表
1	信託行為の内容を証する書面 （規程等も含む）	法7条3項1号	委託者・受託者間の基本合意事項（公益信託認可の範囲）、各種認可基準への適合性の確認	● ※2
2	許認可を証する書類	法7条3項3号	許認可(9条1号イ)の非該当性確認	
3	事業計画書及び収支予算書	法7条3項2号	- 公益事務該当性（8条1号等）に関する別紙2（P17）の証跡書類 - 受託者要件（8条2号）、公益信託の存続可能性（8条4号）への適合性の確認	●
4	予定財産目録	規B条2項1号		(●)
5	受託者固有の計算書類等	規B条2項3号		
6	受託者要件及び存続可能性※1	規B条2項4号		
7	受託者の運営組織 ※1	規B条3項5号	受託者の技術的能力（8条2号）、信託管理人の能力要件（8条3号）の適合性確認	
8	受託者及び信託管理人の略歴等	規B条3項1号		
9	信託管理人の就任承諾書	規B条3項2号		
10	合議制の機関の構成員の略歴等	規B条3項4号	公益事務該当性、受託者の技術的能力の確認	
11	納税証明書	規B条3項9号	滞納処分の非該当性（9条1号ロ）の確認	
12	委託者の承諾書面	規B条3項10号	公益信託認可に関する委託者の意思確認	
13	中期的収支均衡、公益事務割合、使途不特定財産 ※1	規B条3項5号	財務規律（8条8号～10号）への適合性確認	
14	公益信託報酬の支払基準	法7条3項5号	公益信託報酬規制（8条11号）への適合性確認	●
15	株式等の保有状況 ※1	規B条3項5号	他の団体への関与の規制（8条12号）の適合性確認	
16	確認書(欠格関係) ※1	規B条3項6～8号	欠格事由（除く9条1号）の非該当性の確認	

※1 網掛けの添付書類は、行政庁が様式を指定するもの ※2 委託者・信託管理人の等の（氏名）住所等個人情報に配慮する必要がある

2 受託者要件に関する開示の在り方(第D条等)

- 受託者要件に関する開示書類として、信託業の免許申請時に求められる業務方法書(※)が参考になると考えられる(信託を業として引き受ける者と同等の体制は求めないが、記載事項は参考となる。)
- 業務方法書は、信託財産の管理又は処分、分別管理の方法、信託業務の実施体制等の記載が求められている。

受託者要件			確認書類	説明内容(案)・確認事項等
経理的基礎	財政基盤の明確化	信託財産	事業計画書及び収支予算書(no3) 予定財産目録(no4) 受託者要件及び存続可能性(no6)	・事業計画書及び収支予算書の裏付けとして、寄附金収入の見込み(大口拠出者の予定等)や対価収入がある場合は、その根拠等【P】
		固有財産	受託者固有の計算書類(no5) 財産調書(no5) 源泉徴収票等(no5)	・債務超過を一定のラインとするが、基準を満たさない場合には説明を求め、内容に応じて判断 ・個人については、財産調書の提出を原則求めるが、士業等安定的な職業に就く者には求めない運用も可能
	財産管理・経理処理の適正性		受託者要件及び存続可能性(no6)	・口座管理の方法等分別管理の状況について説明
	情報開示の適正性		受託者要件及び存続可能性(no6)	・財産書類の作成プロセス(受託者内部でのチェック体制等)について説明(別途信託管理人の確認も触れる)
技術的能力	適正な運営の仕組み		受託者要件及び存続可能性(no6)	・公益信託事務を処理する体制について、組織(従事する人数等)や従事する者の能力、第三者に委託する場合には、委託先の能力、監督について説明
	専門家の関与		別紙2「公益事務の種類及び内容」	・選考委員会の設置等専門家の関与について説明
	任務の存続可能性		信託行為の内容を証する書面(no1)	・新受託者の選任プロセスに関する記載を確認(信託行為にない場合は別途説明)

特に御意見をいただきたい点④

- 信託銀行等以外が受託者となる場合、囲み部分の説明内容に関して説明を求めることにつき、御意見をいただきたい。

(※)信託業法第4条第2項第3号、第3項等。信託銀行等は業務方法書の記載により、受託者要件の説明を兼ねることができると考えられる。

2 定期提出書類一覧イメージ(第N~N+1条)

no	定期提出書類（含む添付書類）	根拠条文	特定資産 公益信託
1	事業計画書	規N条1号	●
2	収支予算書	規N条2号	●
3	資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	規N条3号	
4	財産目録（貸借対照表）	法20条2項1号	●
5	受託者等名簿	法20条2項2号	●
6	公益信託報酬の支払基準	法20条2項3号	●
7	信託財産に係る帳簿	法20条4項	●
8	計算書類（貸借対照表、損益計算書、信託概況報告等）	法20条4項	● (収支決算書)
9	受託者の運営組織に関する重要な事項	規N+1条1項1号	●
10	公益信託事務の処理に関する重要な事項	規N+1条1項2号	●
11	中期的収支均衡の書類	規N+1条1項3号	
13	公益事務割合の書類	規N+1条1項4号	
13	使途不特定財産の書類	規N+1条1項5号	
14	公益信託事務継続予備財産の書類	規N+1条1項6号	
15	指定寄附資金の書類	規N+1条1項7号	
16	受託者固有の計算書類等	規N+1条1項8号	●
17	納税証明書	規N+1条1項9号	●
18	信託管理人の承諾を証する書面	規N+9, N+10条	●



詳細26頁



詳細26頁



詳細次頁

※No16~18は財産目録等からは除かれ、公表の対象外であり、それ以外は公表される。網掛けは行政庁で様式を指定するもの

2 受託者の組織に関する重要な事項(第N+1条)

受託者の組織に関する重要な事項について

(参考) 公益法人の場合

趣旨

- 受託者の透明性確保（国民に対して、受託者が何者かを示すことを目的とする。）
- 認可基準に引き続き適合しているかの確認

内容案

- ① 受託者の構成（株主、社員等）に関する情報
- ② 受託者の役員等に関する情報
- ③ 受託者の組織に関する情報（従業員数、組織図）
- ④ 受託者の財務に関する情報（決算書等の開示）
- ⑤ 受託者の事業に関する情報
- ⑥ 受託者の職業に関する情報（個人の場合）

開示事項

- | | |
|---|---|
| 1 | 社員その他の構成員の数その他の状況 |
| 2 | 評議員、理事及び監事の数その他の状況 |
| 3 | 理事等の役員報酬、賞与等職務遂行の対価として公益法人から受ける額の合計額が二千万円を超える者がいる場合には当該額及びその必要の理由 |
| 4 | 会計監査人の有無及びその氏名又は名称 |
| 5 | 職員の数その他の状況 |
| 6 | 社員総会、評議員会及び理事会の開催年月日及び主な決議事項等 |
| 7 | 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況 |
| 8 | 事業・組織の体系（複数の事業等がある場合） |

特に御意見をいただきたい点⑤

- 非公開会社やNPO法人等小規模な法人を念頭においた場合、**株主（社員）情報の開示や決算書等の開示についてどう考えるか** ⇒ **株主情報や公告事項を超えた決算情報等一般的に非公開の情報の開示まで求めるかどうか**
- 受託者が個人の場合の開示事項 ⇒ **個人情報に留意しつつ、職業等の開示を求めるかどうか**
- **その他、受託者の透明性確保の観点で、開示すべき事項はあるか**

受託者固有で作成する書類との重複⇒他法令の要請により作成、開示している場合は、当該開示場所（HPアドレス等）の開示をもって記載したもののみならず等、複数の公益信託を受託する場合の 절차를合理化することも検討する。例えば、上場企業等であれば①～⑤については、有価証券報告書等で確認可能と考えられる。（公益法人等の認定を受ける法人等も同様）

3 第1回を踏まえた検討

一信託契約書、認可申請、変更手続きの整理

一特別の利益を与えてはいけない関係者の範囲

信託契約書

認可申請書

変更手続き

必要的記載事項

記載がなければ不認可となるもの

（法第4条第2項第1号～第3号、規第A条第1～第5号、第7号等）

公益事務に
関する事項

- ① 公益信託の目的
- ② 公益事務を行う区域
- ③ 公益事務の内容

信託財産に
関する事項

- ① 信託財産の受入れ、運用、支出等
- ② 計算期間

当事者や職務に
関する事項

- ① 委託者及び受託者の氏名及び住所
- ② 受託者の職務
- ③ 信託管理人の職務 等

相対的記載事項

当該行為等を行う場合、記載がなければ不認可となるもの

（規第A条第6号、第8～10号、第12号、第14号）

- ① 公益信託の存続期間
- ② 受託者が二人以上ある場合の代表受託者等
- ③ 公益信託事務の一部を委託する場合の委託先等
- ④ 合議制の機関を置く場合の当該機関の職務等
- ⑤ 利益相反行為を行う場合の当該行為等
- ⑥ 公益信託報酬

任意的記載事項

必要的記載事項、相対的記載事項以外の、契約書記載事項

詳細
17頁別紙信託
契約書
のとお

必要的記載事項

原則**変更認可**
（軽微なものは届出）

相対的記載事項

原則**変更認可**
（軽微なものは届出）

任意的記載事項

届出（軽微）

信託契約書別紙

信託契約の**細則**として定めるもの（実施規程等）

信託契約書別紙

添付書類
として提出

信託契約書別紙

信託契約の
定めに基づき変更

3 特別の利益を与えてはいけない者の範囲（政令第1条）

第1回研究会 での御意見

- ・ 特別の利益を与えてはならない**関係者の範囲が広すぎる**と思う。政令第1条に規定されていない者に対しても特別の利益供与が認められるものではなく、株式会社等も受託者になることや受託者・委託者・信託管理人のそれぞれの役割や立ち位置に応じて範囲を検討すべきである。
- ・ 特別な利益供与とは具体的にどういったことか明確化すべきである（※）。

- ・ 本規律の関係者に該当しない者であっても「特別の利益」を与えることが認められるものではない。
- ・ 当該関係者に該当する者との取引の有無等は開示することが求められる。当該関係者に該当する者が受給の対象となった場合であっても、公正な手続を経て助成金等を支給するような場合は、一般には特別の利益の供与に該当しない。
- ・ 委託者＝財産拠出者、受託者＝業務執行者、信託管理人＝監督者という役割を念頭に関係者の範囲を絞る方向とする。

		第1回事務局案	御意見を踏まえた整理案
1	委託者・受託者・信託管理人	当該公益信託の委託者、受託者（ 信託行為で定めた合議制の機関の構成員を含む。 ）又は信託管理人	当該公益信託の委託者、受託者又は信託管理人 ⇒ 合議制機関の構成員は削除
2	委託者・信託管理人が法人	業務を執行する役員（理事、取締役等）	委託者：業務を執行する役員⇒変更なし 信託管理人：削除（No1に留める）
3	受託者が法人	① 設立者、基金の拠出者 ② 業務執行を決定する機関（理事会等）の構成員 ③ 財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会等）の構成員※株式会社は総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人に限る。 ④ 監事、監査役若しくは使用人 ⑤ これらに類する者	① 削除 ② 業務を執行する役員（委託者と揃える） ③ 変更なし ④ 削除 ⑤ 変更なし ⇒ 財産の拠出者、監督者である監事等については、削除
4	1～3が個人の場合（親族等要件）	① 配偶者又は三親等内の親族 ② 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ③ 金銭その他の財産によって生計を維持する者	変更なし
5	委託者、受託者が法人	① その法人が事業活動を支配する法人 ② その法人の事業活動を支配する者として府令で定めるもの	委託者：左記①・②は規定せず 受託者：変更なし

（※）公益法人における開示基準等（経常収益等の100分の10を超える取引又は100万円を超える取引等）と平仄を合わせ、ガイドライン等に規定することも検討

4 公益信託における計算規則の考え方

4 公益信託における計算規則の考え方

- 備置き、行政庁への提出が求められる書類である「財産目録等」(法第20条第4項)のうち、財産目録、信託法第37条第1項に規定する書類(信託帳簿)、同条第2項に規定する書類(計算書類及び信託概況報告)については、公益信託法施行規則(内閣府令)ではなく、合同命令(*)において信託計算規則に準じた形で、作成方法等を規定

公益信託法・施行規則

受託者が作成する財産目録等(法第20条第4項)

財産目録(※)

(※) 内閣府令・法務省令に基づいて作成された貸借対照表を財産目録とみなす。
(規第N+4条)

信託法第37条第1項に規定する書類

信託法第37条第2項に規定する書類

信託管理人による承認

事業計画書、収支予算書、貸借対照表、損益計算書、信託概況報告及びこれらの附属明細書は、信託管理人の承認を受けなければならない。(規第N+5条)

※ 受託者要件における経理的基礎

内閣府令・法務省令(合同命令)

公益信託(特定資産公益信託を除く。)の計算について、**信託計算規則における限定責任信託の計算と基本的に同様の規定を適用**

信託帳簿

資産・負債の評価等を規定
(第21条～第23条)

計算書類及び信託概況報告

以下の書類について、1年に1回、作成しなければならない。(第31条)

貸借対照表

損益計算書(※)

信託概況報告
(事業報告に相当)

+

附属明細書

(※) 特定資産公益信託は「収支決算書」(P)

(※) 法第33条第3項において、信託法の一部の規定の「法務省令」を「内閣府令・法務省令」に読み替え規定する命令を「合同命令」と呼ぶ。本ページ中、特記していない条項については、合同命令の条項を指す

5 自由討議

1. 新たな公益信託において想定される利用例
2. ガイドライン等において定めることが望ましい事項
3. モデル契約書等を作成することが望ましい類型
4. その他施行にあたって事前に検討すべき事項